

「住宅リフォーム業者のための知っておきたいリフォーム関係法令の手引き」
第 5 版（令和 3 年 10 月発行）

正 誤 表

1. 正誤表

P. 29 火気使用室の内装制限

上段【関係条文】

誤
※ 2) 調理室の壁・天井の仕上げ : 令第 129 条 6 項、

正
※ 2) 調理室の壁・天井の仕上げ : 令第 128 条の 5 第 6 項

下段 コラム＜垂れ壁が必要となる部分＞

現行文
キッチンの廊下等からの出入口の場合、扉が無い枠のみの開口だと不燃性能のある垂れ壁が必要になりますが、扉があるときは、垂れ壁の適用は受けません。

改訂文
キッチンの廊下等からの出入口の場合、扉が無い枠のみの開口だと不燃性能のある 天井から 50cm 以上下方に突き出した垂れ壁 が必要になりますが、 扉で廊下等と区画されているとき、扉と天井の間の下り壁に適用されるのは内装制限のみとなります。

本文原稿（添付）をご参照ください

P. 30 3-1. 2) がスコン廻りのリフォームは、周囲の不燃性と換気に注意！

下段 リフォームしようとして問題になりそうな状況（イラスト中の扉の書込み）

現行文
◆キッチン出入口に扉があるので、垂れ壁の適用は受けない・・・OK

改訂文
◆キッチン出入口に扉があるので、垂れ壁の適用は受けないが、 準不燃以上の不燃性能のあるビニルクロス貼にする ・・・OK

本文原稿（添付）をご参照ください

P. 35 延焼のおそれのある部分の外装に求められる防火性能

上段 法令等で決められていること

現行文
●外壁・外壁の開口部・軒裏の防火性能が定められている 防火地域、準防火地域及び特定行政庁が指定する区域（法 22 条区域）では、延焼のおそれのある部分（※ 1）にある外壁・軒裏などの防火性能等（※ 2）が規定されています。

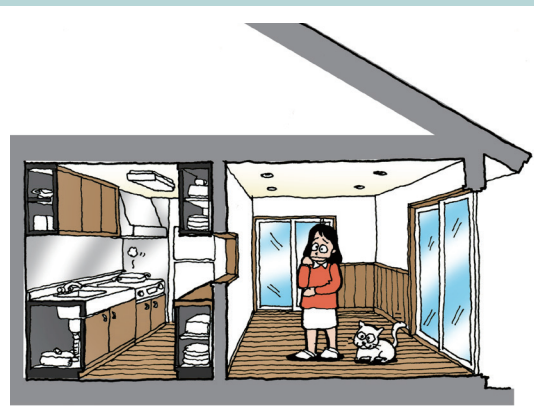
改訂文
●外壁・外壁の開口部・軒裏の防火性能が定められている 防火地域、準防火地域及び特定行政庁が指定する区域（法 22 条区域）では、延焼のおそれのある部分（※ 1）にある外壁・軒裏などの防火性能等（※ 2）が、 地域・区域の特性に応じて 規定されています。

本文原稿（添付）をご参照ください

3-1. 1) キッチン（火気使用室）を模様替えするときは、内装材に注意！

火気使用室の内装制限

リフォームの内容：暗くて狭いキッチンを明るく広々とさせたい。



- 内 装 ・ 台所の天井と壁のクロスを張り替える
・ リビングの天井を高くする。梁を表わす
・ リビングの天井と腰壁をムク板貼りにする
- 間仕切
設 備 ・ キッチンとリビングの間の壁を撤去する
・ キッチンを対面式にする

- チェック事項（□は他のページを参照する項目）
- 火気使用室の内装制限
 - 火気使用室とその他の部分との区画
 - 住宅用火災警報器（参照P.33）
 - シックハウス対策（参照P.43）
 - 壁量（構造耐力上必要な軸組等）（参照P.41）

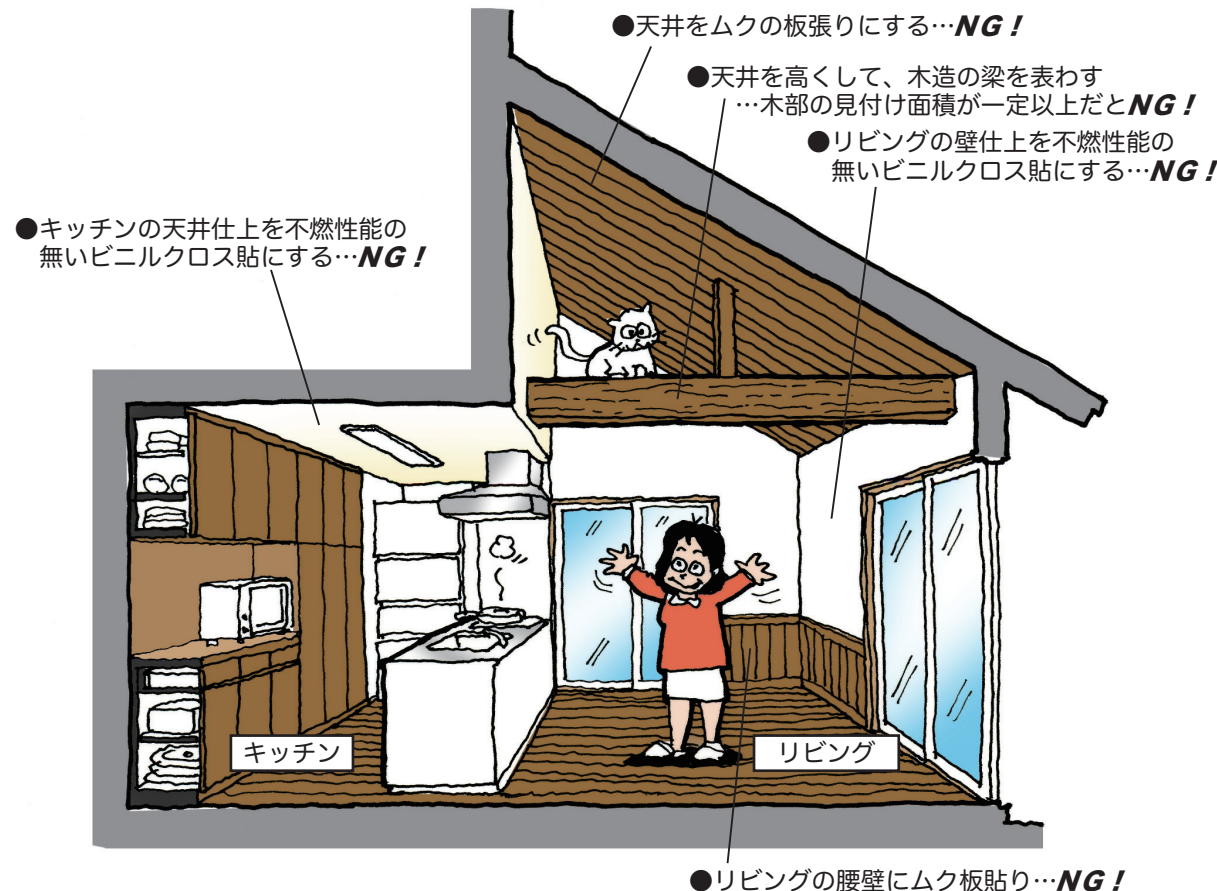
リフォームしようとして問題になりそうな状況

ポイント

- ・ 2階建て住宅の1階にあるキッチンの内装
- ・ キッチンとリビングを一体にする
- ・ 可燃性の仕上材、木構造の露出

チェック

- 火気使用室は内装制限を受ける
- 火気使用室とその他の部分との区画方法
- 木造の柱、梁等が露出する場合の面積



NG (no good)：問題有りの意味を示す。

法令等で決められていること

●調理室（火気使用室）の壁と天井の仕上げ材料

ガスコンロなどの裸火を使用する調理室で、階数が2以上の住宅の最上階以外の階にある調理室（※1）は、壁と天井の内装材の不燃性能（※2）が定められており、防火上支障が無いようにする必要があります。

■火気使用室とその他の部分との区画方法

内装制限を受ける火気使用室とその他の部分を区画する技術的基準として、壁や扉で区画しない場合、50cm以上の不燃材料の垂れ壁を設けることとし、これが不足すると内装制限の対象がその他の部分に及ぶことになります。

改訂箇所

【関係条文】

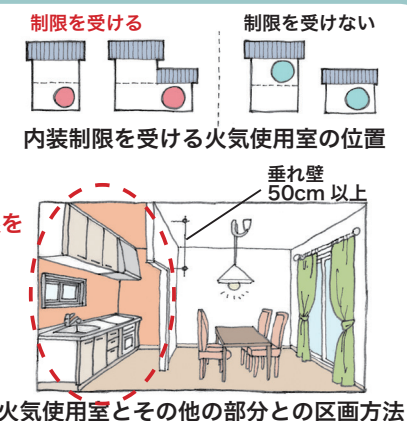
※1）調理室の内装

※2）調理室の壁・天井の仕上げ
準不燃材料

法第35条の2、令第128条の4第4項

令第128条の5第6項

令第1条5号、令第108条の2、平12建告第1401号



解決法

●一体として使うキッチンとリビングの天井と壁（腰壁含む）の仕上材を準不燃以上の不燃性能のある材料にする

- 準不燃材料とは、通常の火災による加熱開始後10分間、
- ・ 燃焼しない
 - ・ 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じない
 - ・ 避難上有害な煙又はガスを発生しない

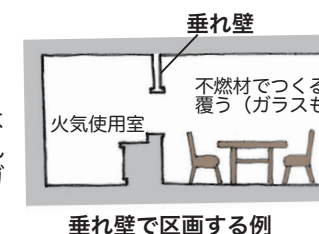
ものとして、大臣が定めたもの又は認定を受けたものです。不燃材料も上記要件を満たす上位の性能を有する（20分間）ものとして、火気使用室の内装材として採用可能です。

また、木造の柱・はり等が室内に露出する場合、露出する部分の見付け面積が、各面（室内に面する壁面）の面積の1/10以下となるよう計画する必要があります。造り付け家具は、壁や天井と一体と見なされる場合もあるので、事前に建築主事等に相談する必要があります。（※注）

■キッチンとリビングを50cm以上の垂れ壁で区画すれば、一体として利用する場合でも、火気使用室の内装制限の適用範囲が、リビングに及ばない

不燃材料でつくった覆った垂れ壁でキッチンとリビングを区画すると、キッチンで火災が発生した場合の煙の広がりや延焼の速度を弱める効果があります。

垂れ壁を設けることが意図的に
そぐわないときは、ガラスで
つくるのも可能です。その場合は
頭上に取付けることから、割れ
たときのことを考えて網入りガ
ラスが望ましいです。



① 確認

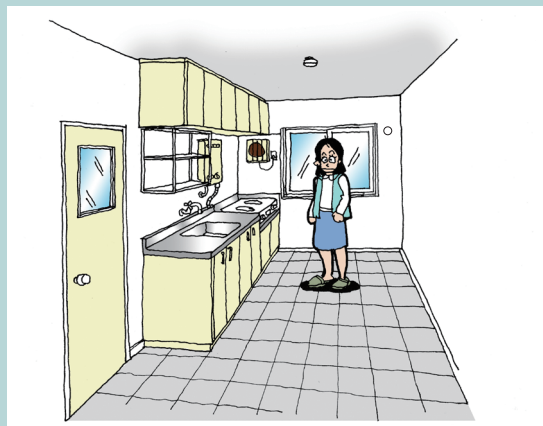
加熱調理器具がIH クッキングヒーターの調理室の場合、火気使用室とみなさない場合もありますが、少量の油を加熱し続けて発火することもあるため、消防の指導によって内装制限を付加される場合があります。建築主事等および、所轄の消防署に相談しましょう（電熱器は火気取扱いです）。

【規定を守らないと・・・】

火気使用室の内装制限と区画の規定は、屋内で発生する火災の延焼防止の措置とともに、避難のための時間を確保する目的がある。火災が発生しやすい部分の不燃性能と区画を守らないと、火災発生時の被害拡大につながる。

※注 ・ 準不燃材料と同等とみなす仕上げ（平21国交告第225号）を適用する場合は、見付面積に関わらず露出する木部は内装制限の対象となる。
・ 壁、天井面に装飾用として設けた角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く）と和室のさお縁は、内装制限の対象としないことができる場合がある。
・ 木材の燃えしるを省いた有効断面を用いて許容応力度計算を行う「燃えしる設計」により表面部分が燃えても構造耐力上支障のないことが確認できれば梁を露出することができるが、内装制限の対象になる。

リフォームの内容：システムキッチンにして、収納量も増やしたい。



- 設 備・流し台をシステムキッチンに入れ替える
・換気扇をフード付きに取り替える
建 具・台所の出入口扉を大きいサイズに入れ替える
・窓にカーテンを取付ける
内 装・壁と天井を貼り替え、床はフローリングにする

チェック事項

- ☒ 燃焼器具 ☒ 不燃材料 ☒ 調理室の換気設備
☐ 火気使用室の内装制限 (参照 P .29)
☒ 火気使用室と他の部分との区画 (参照 P .29)
☒ 住宅用火災警報器 (参照 P .33)
☐ シックハウス対策 (参照 P .43)

リフォームしようとして問題になりそうな状況

ポイント

- ・ガスコンロを使用するキッチンの換気扇
- ・ガスコンロ周囲の内装の模様替え

チェック

- 換気量が低下しないよう給気口が必要
- ガスコンロと可燃性物品との離隔距離
- ◆火気使用室と他の部分との区画

- ◆キッチン出入口に扉があるので垂れ壁の適用は受けないが、**準不燃以上の不燃性能のあるビニルクロス貼にする…OK**

- 換気扇をレンジフード付きに取替えるが給気口を確認しない…**NG!**

- ☆天井クロスの貼替えで、火災警報器の復旧を忘れる…**NG!**

- 壁クロスの貼り替えで、既存の給気口を塞いでしまう…**NG!**

- カーテンを設置する…**NG!**

- 配管スペースの設置と、システムキッチンの寸法により、既存の窓の木枠がコンロに近接する…**NG!**

- ガスコンロの周辺を、壁と一緒にビニルクロス貼りで仕上げてしまう…**NG!**

法令等で決められていること

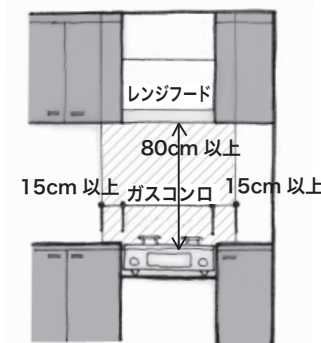
●調理室（キッチン）の換気設備についての技術的基準

ガスコンロ等の火気使用設備を設置する調理室では、室内の空気環境の確保と、火気の不完全燃焼を防止する上で、必要な換気設備の構造を定めています。(※ 1)

■火気使用設備の位置や構造等、火の使用に関する必要な事項

調理室に設置するガスコンロ等の火気使用設備と、不燃材料以外の材料で仕上げた建築物の部分や可燃性物品との間の距離（離隔距離）について、消防法に基づく市町村条例で、火気使用設備の種類や熱量に応じ、上下方向、前後方向とも、細かい規定が設けられています。

ガスコンロ近くの窓枠や、カーテン・ブラインドの材質にも注意が必要です。



ガスコンロの場合の
周囲を不燃材料仕上げとする部分

【関係条文】

※ 1) 火気使用室の換気設備 : 法第 28 条第 3 項、令第 20 条の 3、昭 45 建告第 1826 号第 3

解決法

●キッチンの換気扇交換では、給気口の確認も行なう

換気設備の方式により排気能力（有効換気量 [m³/時]）に違いがあるので、換気量が低下しないよう、給気口が確保できているかチェックする必要があります。

また、レンジフード取付けではガスコンロとの離隔及びフードの形状と材質の基準に適合する必要があります。(I 型、II 型)

〈確認のポイント：給気口が設置されている部位・部分の例〉

リフォーム前の状態では、以下のような部位・部分で給気口を確保している可能性があるので注意する必要があります。

- ・外壁に面して設けられた給気口
→壁の貼り替え等で塞がないよう注意する
- ・サッシに組み込まれたガラリ給気
→サッシ取替えや交換の際は、給気口を別途確保する
- ・通気性の良い玄関等との出入扉に設けたドアガラリ給気
→扉の取替えや交換の際は、別途給気口を確保する

■ガスコンロ周囲の仕上げ材を不燃材料とする

〈ガスコンロの周囲で不燃材料でつくらなければならない範囲〉

上方 80cm 以上、側方(左右)15cm 以上、前後 15cm 以上は仕上材を不燃材料とします。ステンレス等の金属板を使用する場合、軽量鉄骨下地であることと、下貼り材の耐火仕様を定めている場合もあります。

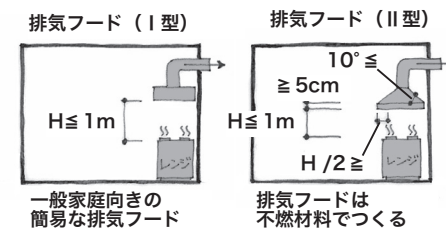
規定の詳細は、消防法に基づく市町村で定める条例（火災予防条例）によるので、所轄の消防署に相談しましょう。

① 確認

加熱調理器具が IH キッキングヒーターの調理室の場合、火気使用室とみなさない場合もありますが、個別の計画に応じて、加熱調理に伴って発生する蒸気等の室内空気環境への影響を考慮し、換気設備を設置する方が望ましいという観点から、換気設備の設置を指導する特定行政庁もあります。計画の段階で、特定行政庁と消防署に相談しましょう。

【規定を守らないと・・・】

火災による被害を防ぐ最良の方法は、火元の付近にある着火物になりやすいものを不燃化すること。火災発生の危険がある器具の周囲の不燃性能を確保しておかないと、火災の原因をつくることになってしまいます。



レンジフードの形状とコンロからの必要離隔寸法

キッチン入替えでは、納まりや製品寸法により、調理台が手前に移動するケースが多い。



ガスコンロ周囲で注意する部位

コラム

〈瞬間湯沸し器の取付けに関する注意点〉

器具の取付けに際しては、メーカーの説明書などに記載されている注意事項があります。キッチンの屋内に取付ける場合は、注意しましょう。

メーカー説明書記載例：

- 燃焼排ガスの上昇する位置（ガスレンジの上部など）では使用しないで下さい。（不完全燃焼の原因となり、機器の損傷を招くことがあります。）
- 器具のメンテナンス上、側面と上方に必要な離隔寸法がありますので、器具の取付けの際はご注意ください。

3-1. 4) 外装や玄関扉・窓ガラスを変更するときは、防火性能に注意！

延焼のおそれのある部分の外装に求められる防火性能

リフォームの内容：断熱改修して、外壁や窓も改修したい。



- 外壁・開口部
- 断熱材を設置した後、外壁を板張りで仕上げる
 - 窓ガラスを断熱サッシに入替える（ガラス：フロート板ガラスのペアガラス）
 - 1階の窓ガラスに防犯フィルムを貼る
 - アルコーブのあった玄関先を屋内化してドアを外壁面に移動する（ドア：木製框戸）
- 設備
- 換気扇を交換する

チェック事項

- 延焼のおそれのある部分
- 防火地域・準防火地域・法 22 条区域
 - 外壁の防火構造
 - 開口部の防火設備に関する技術的基準
 - 屋根の不燃仕様

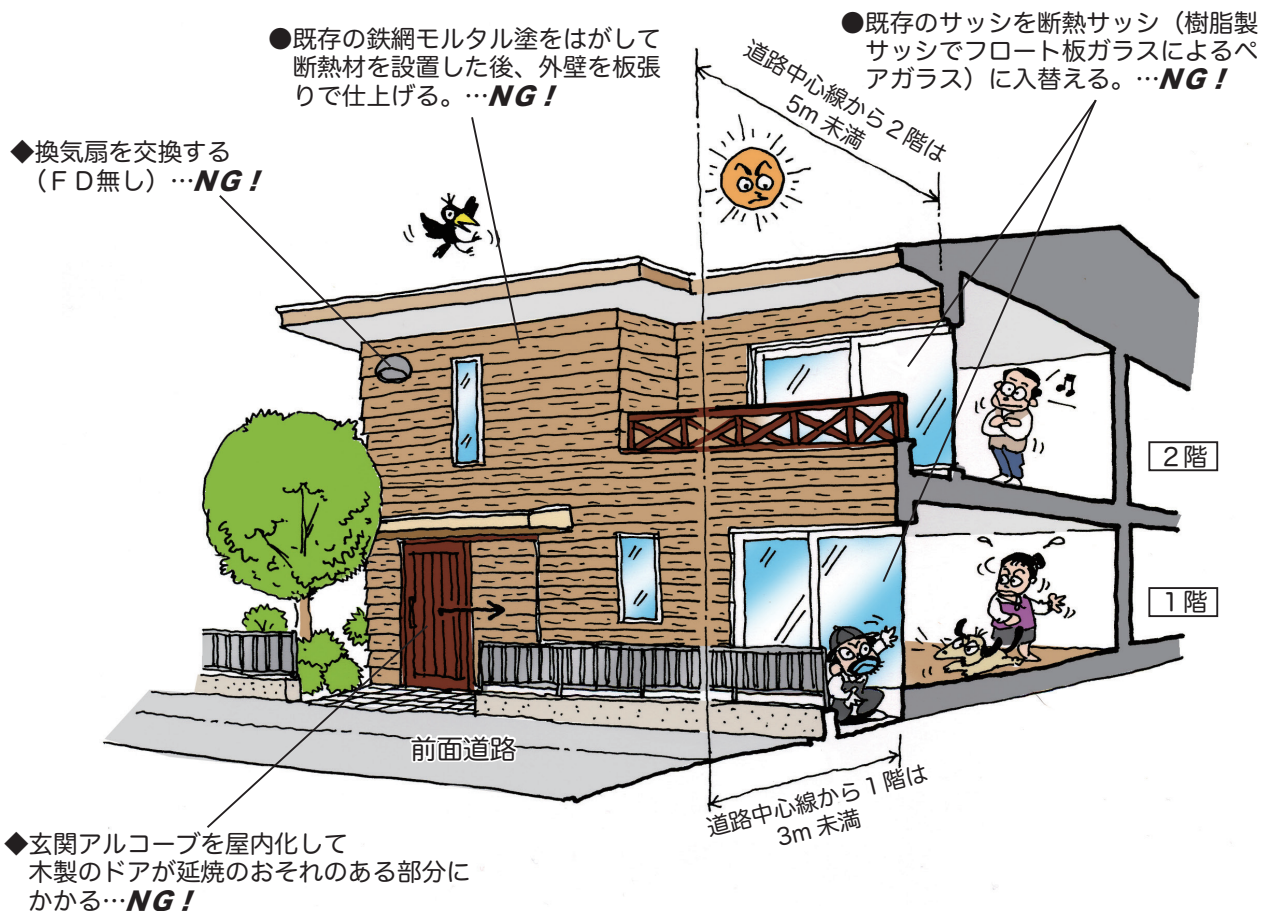
リフォームしようとして問題になりそうな状況

ポイント

- 準防火地域に指定された地域内の建物の外装
- 外壁の仕上げを変更する
- 延焼のおそれのある部分にある窓や扉、換気扇

チェック

- 準防火地域の木造建築物は、外壁・軒裏に防火性能が必要
- 外壁の開口部に準遮炎性能が必要



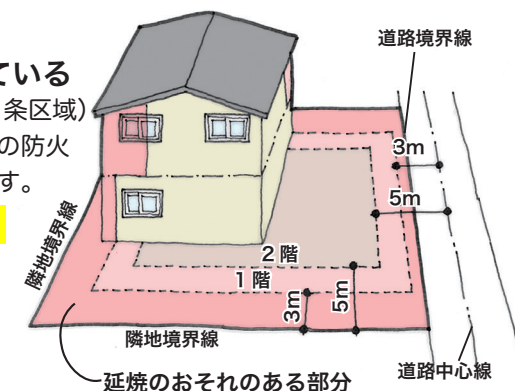
法令等で決められていること

●外壁・外壁の開口部・軒裏の防火性能が定められている

防火地域、準防火地域及び特定行政庁が指定する区域（法 22 条区域）では、延焼のおそれのある部分（※ 1）にある外壁・軒裏などの防火性能等（※ 2）が、**地域・区域の特性に応じて規定されています。**

■屋根を不燃材料でつくるか葺かなければならない区域がある。

防火地域、準防火地域及び法 22 条区域では、火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能（※ 3）を規定しています。



【関係条文】

※ 1) 延焼のおそれのある部分：法第 2 条第 6 号

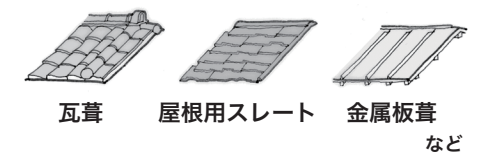
※ 2) 防火性能等：法第 23 条、令第 109 条の 6、平 12 建告第 1362 号、法第 62 条第 2 項、法第 64 条、令第 109 条、令第 136 条の 2 の 3、平 12 建告第 1366 号

※ 3) 屋根に必要とされる性能：法第 22 条、令第 109 条の 5、平 12 建告第 1361 号、法第 63 条、令第 136 条の 2 の 2

解決法

■屋根は不燃材料でつくるか葺く

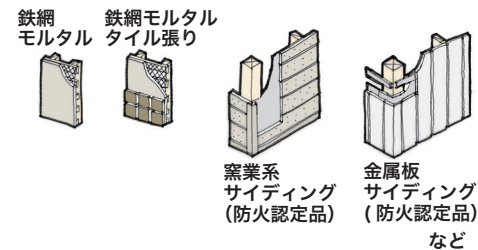
不燃材料：コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、石などの大臣が指定している材料（平 12 建告第 1400 号）、又は大臣の認定を受けている材料。



●外壁は防火性能・準防火性能を有するものを用いる

防火性能（30 分）、準防火性能（20 分）のいずれが必要になるかは、リフォームする住宅の地域などに応じて変わります。また、防火性能が必要となる場合は、軒裏にも同じ性能が必要になるため、注意が必要です。

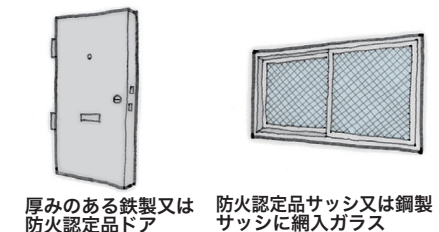
なお、防火構造（耐火構造、準耐火構造、準防火構造も同様）の外壁や軒裏に、表面材として木材などの可燃材料を張る場合は、性能を損ねない断熱材を用いれば、外壁や軒裏に必要な防火性能を損ねないと判断されています。（昭 60.9.5 住指発第 510 号）



◆外壁の開口部は防火設備に関する技術的基準に適合する構造方法を用いる

防火設備：防火戸、その他火災を遮る設備

- ドア — 厚みのある鉄製又は防火認定品ドア
窓・ガラス — 防火認定品サッシ又は鋼製サッシに網入ガラス
給排気口 — スリーブ径が 100 φ を超えるときは FD（ファイヤーダンパー）付



❗確認

リフォームする住宅の敷地が、防火地域や準防火地域又は法 22 条区域のいずれかに指定されているかどうかを事前にチェックしましょう。

【規定を守らないと・・・】

延焼のおそれのある部分は、内外からの火災を食い止める生命線。この部分の防火性能をおろそかにして、火災や事故が拡大すれば、設計者及び施工者共に責任は免れない。